

記入例

出生届

① 令和〇年6月1日届出

在ヒューストン日本国

大使館
総領事

受理	令和	年	月	日
第				号
送付	令和	年	月	日
第				号
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票
住民票	通知			

公館印

①【届出日】

- ・窓口での届出日を記入
- ・郵送の場合は記入日を記入

②【子の氏名】

- ・氏は、戸籍の筆頭者と同じ氏
- ・名は、常用漢字及び人名用漢字、カタカナ、ひらがなのいずれかに限る。「・」や「、」等の符号は使用不可。

③【父母との続き柄】

- ・**嫡出子**：婚姻中の父母の間に出生した子。婚姻届の届出をしていない場合は同時に届出。
- ・**嫡出でない子（非嫡出子）**：法律上の婚姻関係にない男女の間に出生した子。
 - ・父母を同じくする子について、生まれた順に「長男/長女」「二男/二女」等記入

④【生まれたとき】

夜の12時は、午前0時
昼の12時は、午後0時

⑤【生まれたところ】

アメリカの住所を日本語で記入
St. Ave. Dr. Ln. Pl. 等は「通り」

⑥【父母の氏名、生年月日】

- ・戸籍のとおり氏名を記入
- ・生年月日は日本人は元号（「平成」等）、外国人は西暦
- ・子が生まれた日の年齢を記入

⑦【本籍及び国籍】

- ・戸籍のとおり本籍と筆頭者と国籍を記入
- ・「2-2」のように略記又は「-」は使用せず、「二丁目2番」のように正確に記入

⑧【署名】

父又は母が署名（自署）
（非嫡出子の場合は母が署名）

⑨ 出生届、出生証明書及び戸籍上の氏名はすべて一致していることが原則であるため、相違がある場合は「その他」欄に記入

※書き間違えた場合は二重線で削除し訂正後に署名。（訂正箇所が判読できるように注意）修正液は使用不可。

(1) 生まれた子	(2) 子 の 氏 名	(3) 父母との続き柄	(4) 生まれたとき	(5) 生まれたところ	(6) 住 所	(7) 父 母 の 氏 名 生 年 月 日 (子が生まれたときの年齢)	(8) 本 籍 及 び 国 籍	(9) 同居を始めたとき	(10) 子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	(11) 父 母 の 職 業	(12) 日本国籍を留保する	(13) 署 名	(14) 出生証明書に母の氏名が「ブラウン 花子オリビア」と記載されているが、戸籍の「外務花子」と同一人物に相違ありません。	(15) ※出生証明書の父母の氏名が戸籍（旧姓も含む）記載の氏名と異なる場合のみ記入。（出生証明書に日本の戸籍の旧姓で記載されている場合は、上記の記入は不要。）※届出と出生証明書の「子の名」が異なる場合は、出生証明書抄訳文下部の申出事項に記入。	(16) 届 出 人	(17) 住 所	(18) 本 籍	(19) 署 名	(20) 事件簿番号	(21) 住所：909 Faninn St., #123, Houston, TX 77010	(22) 電話番号：713-652-1234	(23) メールアドレス：gaimuhanako@gmail.com
	が い む た ろ う 氏 名 太 郎	父母との続き柄	和 〇 年 5 月 5 日	アメリカ合衆国テキサス州ヒューストン市フロストウッド通り920番地	アメリカ合衆国テキサス州ヒューストン市ファニン通り909番地123号	スミス、ジェームスアラン 1900年 1 月 1 日 (満32歳)	外務 花子	令和〇年 12 月	農業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者は5)	スミス、ジェームスアラン	日本国籍を留保する	署 名 外務花子	出生証明書に母の氏名が「ブラウン 花子オリビア」と記載されているが、戸籍の「外務花子」と同一人物に相違ありません。	※出生証明書の父母の氏名が戸籍（旧姓も含む）記載の氏名と異なる場合のみ記入。（出生証明書に日本の戸籍の旧姓で記載されている場合は、上記の記入は不要。）※届出と出生証明書の「子の名」が異なる場合は、出生証明書抄訳文下部の申出事項に記入。	父 母	(4) に 同 じ	(6) に 同 じ	署 名 外務花子		住所：909 Faninn St., #123, Houston, TX 77010	電話番号：713-652-1234	メールアドレス：gaimuhanako@gmail.com

非嫡出子（法律上の婚姻関係にない男女の間に出生した子）についての注意点

- ①父欄は空欄（無記入）として、母欄のみご記入ください。
- ②非嫡出子の日本人母が戸籍の筆頭者でない場合（日本人母の父母の戸籍に同籍している場合）は、母の新戸籍を編製した上で、子を入籍させることになります。新本籍を定めて、「その他」欄に以下文言を記入してください。
例：母につき、東京都千代田区霞が関二丁目2番2に新戸籍を編製し、子が入籍する。